

英語指導講師派遣事業仕様書

- 1 事業名 英語指導講師派遣事業
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づく労働者派遣事業)
- 2 事業の目的
国際化社会に対応した教育施策の一環として、小中学生に生きた英語に接する機会を提供し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際感覚の養成と国際理解教育の推進を図る。
- 3 契約期間 契約の日から2025年3月31日まで
- 4 派遣期間 2022年4月1日から2025年3月31日(3か年)
- 5 講師の派遣場所及び派遣日時
講師の派遣場所は、館山市立小中学校(小学校10校・中学校3校)又は館山市教育委員会が指定する場所とし、契約期間中原則として同一の講師とすること。講師の派遣日時は、原則として授業実施日の8時00分から16時00分の間で1日6時限以内とする(1時限は、小学校においては45分間、中学校においては50分間)。但し、派遣場所の時程等により変更される場合がある。
学校行事等により講師の派遣場所及び派遣日時が変更となる場合は、館山市教育委員会又は学校担当者から派遣元又は講師に対し、講師派遣日の1週間前までに通知する。
学校における年間指導計画は毎年度当初に決定するため、講師の派遣場所及び派遣日時の詳細は契約締結後に決定する。
- 6 指導内容等
学習指導要領に基づく年間指導計画に沿った英語指導
小中学校において使用する教材研究及び教材作成(授業プラン若しくは指定された教材の内容に即した活動、歌、ゲーム、資料等を手配すること)
夏季休業中における英語スピーチの指導及びコンテストにおける評価
英語及び外国の文化に対する興味及び関心並びに外国語学習への意欲を高め、喚起する英語指導
学校行事や特別活動等の教育活動における英語指導及び児童生徒との交流
その他、館山市教育委員会及び派遣元が必要と認める指導・研修
本事業の基本的な指導計画(別紙1)が全小中学校で確実に実施できるよう勘案し、確実な派遣体制を整えること。

7 英語指導講師の資質条件

英語を母語とし、現地大学以上の教育機関を卒業した者又は現地大学の在学中で、適切なビザにより日本に滞在する者

外国語指導講師経験が3年以上、英語を母国語とするネイティブスピーカーであり、尚且つ中学校の英語スピーチコンテストで発声指導することができる者

児童生徒の理解度に合わせ、会話や授業の難易度を調整することができ、尚且つ教職員及び児童生徒と良好なコミュニケーションを図ることができる者

中学校においては、英作文の添削等、英文法を指導することができる者

8 個人情報保護

児童生徒及び教職員の個人情報については、「館山市個人情報保護条例」、「館山市個人情報保護条例施行規則」及び「館山市教育委員会の所管に係る館山市個人情報保護条例施行規則」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

9 守秘義務

派遣元及び講師は、業務履行上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

10 支払方法

英語指導講師派遣契約に関する支払内訳書による。

11 その他

派遣元は、講師の評価を定期的に行うとともに、勤務管理を適切に行うこと。また、都合により講師に不測の事態が生じた場合は、代替講師を派遣又は館山市教育委員会と協議・調整の上、契約期間中の他日に講師を派遣すること。

派遣元は、講師に対し必要となる研修を適宜実施すること。

派遣元は、館山市教育委員会及び学校との連絡体制を整えること。

館山市教育委員会が講師派遣等の状況について問題が生じていると判断したとき、派遣元は速やかに調査の上、必要な改善を図ること。

派遣元は、本事業の趣旨を十分理解するとともに、仕様書で定める事項並びに法的義務に厳格に従い講師派遣を行うこと。また、定期的に講師の授業を参観し、改善が必要な場合は講師に対し、具体的な指導を行うこと。

派遣元は、学校に対し説明会を行う等、講師派遣事業についての周知を図ること。

また、学校から要望があった場合、講師に迅速な指導、指示を行うこと。

講師の昼食については、派遣元又は講師が対応するものとする。

その他必要事項については、館山市教育委員会と派遣元が協議し決定するものとする。

＜ 別紙 1 基本的な指導計画 ＞

- 1 正式日課の決定は、各年度始めとする。
- 2 派遣場所は5コース(A・B・C・D・E)とし、Aコースは小学校2校(北条小・神余小)、Bコースは小学校3校(那古小・館山小・九重小)、Cコースは小学校5校(船形小・西岬小・房南小・豊房小・館野小)、Dコースは中学校3校(第一・館山・房南)、Eコースは中学校1校(館山)を基本とする(房南中学校派遣時は房南小学校での指導にあたる場合がある。)。但し、学校の予定に変更がある場合、また教育課程編制の都合によりコースを変更する場合がある。
- 3 小学校第3学年及び第4学年では、1学級当たりの外国語活動年間指導時数35時数、小学校第5学年及び第6学年では、1学級当たりの外国語活動年間指導時数70時数を目安に指導に当たること。但し、小学校においては第1学年及び第2学年の指導に当たる場合がある。中学校全学年の1学級当たりの英語科年間指導時数140時数(週4時数)のうち、1学級当たり50時数を目安に指導に当たること。
- 4 派遣場所間の移動は、原則12時00分から13時30分の間に行うこととし、移動手段等については派遣元又は講師が対応すること。

5 指導学級数(予定)

(1) 小学校

	小学校	3年学級数	4年学級数	5年学級数	6年学級数	合計	備考
1	船形小学校	1	1	1	1	4	
2	那古小学校	1	1	1	1	4	
3	北条小学校	3	4	3	4	14	
4	館山小学校	2	2	2	2	8	
5	西岬小学校	1	1	1	1	4	
6	房南小学校	1	1	1	1	4	
7	神余小学校	0.5	0.5	0.5	0.5	2	3・4年, 5・6年複式学級
8	豊房小学校	1	1	1	1	4	
9	館野小学校	1	1	1	1	4	
10	九重小学校	1	1	1	1	4	
	合計	12.5	13.5	12.5	13.5	52	

(2) 中学校

	中学校	1年学級数	2年学級数	3年学級数	合計	備考
1	第一中学校	2	2	2	6	
2	館山中学校	7	6	6	19	
3	房南中学校	1	1	1	3	
	合計	10	9	9	28	

6 日課（予定）

（ 1 ） A コース

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	北条小	北条小	北条小	北条小	北条小
2 時限	北条小	北条小	北条小	北条小	北条小
3 時限	北条小	北条小	北条小	北条小	北条小
4 時限	北条小	北条小	北条小	北条小	北条小
5 時限	北条小	神余小	神余小	北条小	北条小
6 時限	北条小	神余小	神余小	北条小	北条小

（ 2 ） B コース

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	館山小	館山小	那古小	那古小	九重小
2 時限	館山小	館山小	那古小	那古小	九重小
3 時限	館山小	館山小	那古小	那古小	九重小
4 時限	館山小	館山小	那古小	那古小	九重小
5 時限	館山小	館山小	那古小	那古小	九重小
6 時限	館山小	館山小	那古小	那古小	九重小

（ 3 ） C コース

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	西岬小	館野小	房南小	豊房小	船形小
2 時限	西岬小	館野小	房南小	豊房小	船形小
3 時限	西岬小	館野小	房南小	豊房小	船形小
4 時限	西岬小	館野小	房南小	豊房小	船形小
5 時限	豊房小	船形小	房南小	西岬小	館野小
6 時限	豊房小	船形小	房南小	西岬小	館野小

（ 4 ） D コース

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	第一中	館山中	房南中	第一中	館山中
2 時限	第一中	館山中	房南中	第一中	館山中
3 時限	第一中	館山中	房南中	第一中	館山中
4 時限	第一中	館山中	房南中	第一中	館山中
5 時限	第一中	第一中	房南中	第一中	館山中
6 時限	第一中	第一中	房南中	第一中	館山中

(5) Eコース

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	館山中	館山中	館山中	館山中	館山中
2 時限	館山中	館山中	館山中	館山中	館山中
3 時限	館山中	館山中	館山中	館山中	館山中
4 時限	館山中	館山中	館山中	館山中	館山中
5 時限	館山中	館山中	館山中	館山中	館山中
6 時限	館山中	館山中	館山中	館山中	館山中

7 その他

「館山市立小学校及び中学校管理規則に定める休業日」は以下のとおり。なお、下記(1) ~ (4) の休業日については、学校の都合により、変更する場合がある。

- (1) 学年始め休業日 4月1日から4月4日
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (5) 県民の日を定める条例に規定する日(6月15日)
- (6) 臨時休業日 校長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める日